

作 業 要 領

本作業要領は、個々の清掃業務について示しており、美観上又は建物管理上必要と認められる作業については、協議の上で実施し、常に建物内外を清潔かつ衛生的な環境に維持するため、誠実に清掃管理を行うものとする。

なお、清掃作業面積は別紙のとおりとする。

1 日常清掃

(1) 床の清掃（玄関、各部屋、廊下、階段、エレベーター）

① 弾性床（ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル）

主として真空掃除機（電気線、パイプが人の往来に支障が生じたり、掃除機の音が診察等に支障が出る場合は自在箒）で浮遊塵が生じないように丁寧に、ゴミ及び埃を取り除きモップで仕上げる。モップは、1～2か月ごとに新しいものと交換し、他の区域のものとラベルを貼って区別すること。また、汚れの著しい場合は、洗剤等にて拭きあげスプレーバフ等により補修の上、常に清潔な状態を保つこと。

② 木床

主として真空掃除機（電気線、パイプが人の往来に支障が生じたり、掃除機の音が診察等に支障が出る場合は自在箒）で浮遊塵が生じないように丁寧にゴミ及び埃を取り除き、化学雑巾で仕上げる。ただし汚れの著しい場合は、洗剤等にて拭きあげ、常に清潔な状態を保つこと。

③ カーペット等

ビーターやブラシ機能があるカーペット掃除機を用い、丁寧にゴミ及び埃を取り除く、また、シミ等の汚れは必要に応じて洗剤を用いて取り除き、清潔な状態を保つこと。また、通常清掃で美観を復元できないタイルカーペットについては、企業団の指示があれば、取り外してクリーニング洗浄もしくは、交換作業を行うこと。

④ マット

化学マット及びその他の泥落とし用・水切り用・除塵用マットは、汚れを屋内に持ち込まないように毎日除塵を行なうこと。また、化学マット以外のマットについては、汚れが著しい場合には、洗浄すること。マット交換については本業務に含みません。

(2) トイレ、手洗い場、汚物室、洗濯場の清掃

① 床面は、箒で清掃した後、除菌洗浄剤をしみ込ませたモップ又は雑巾で拭き、汚れを落とし、乾燥させて床を水で滑らないようにすること。なお、タイル以外のトイレの床が、汚れの著しい場合には、ワックスを塗布すること。

② 扉、壁面、へだて、手摺り、ドアノブは、除菌洗浄剤のしみ込ませた雑巾にて清拭し、常に清潔な状態を保つこと。また、手摺り、ドアノブ部分は、特に人の手が触れる箇所であるため、入念に行うこと。

なお、トイレに落書き等があれば、企業団へ報告のうえ直ちに消すこと。

③ 衛生陶器は柄付きタワシ等で水洗いし、除菌洗浄剤で殺菌し、消臭剤を散布すること。また、洋式便器の蓋及び便座についても除菌洗浄剤で殺菌し、清潔にすること。

④ フラッシュバルブ・配管等の金属部分は、洗剤で拭きあげ、その後乾いた雑巾で

よく拭き取ること。

- ⑤ 汚物については、袋又は指定するボックスに収集して集積場所まで運搬すること。
なお、汚物容器は、雑巾等で清拭の上殺菌消毒すること。

- ⑥ 水石鹼及びトイレットペーパー等は、無くなる前に補給すること。ただし、水石鹼は雑菌が発生しないよう、つぎ足し補給せず、容器を取り外して洗浄し乾燥した後に補給すること。また、ポンプタイプの石鹼は、補給せずに容器ごと交換すること。ポンプタイプの石鹼は支給する。

- ⑦ 洋式トイレには、便座除菌液が設置されているので、除菌液が無くならないよう、適時、点検補充を行うこと。また、新設及び破損等による専用容器の取付等については、請負者の負担とする。なお、使用済みの便座除菌液容器（パウチ）は、回収して納入業者に引き渡すこと。

- ⑧ 洗面台、流し台は材質に応じた洗剤を用い、汚れを除去した後に水拭きし、そのあと乾拭きすること。

- ⑨ 排水口は、トラップを外し中のゴミを取り除いたあと洗浄すること。

- ⑩ 自動水洗が、電池切れで水が出ない場合には、企業団より支給の電池と交換し、その箇所を清掃日報に記載すること。

（３）洗面台、流し台の清掃

- ① 除菌洗浄剤のしみ込ませた雑巾等を用いて汚れを除去し、乾拭きすること。

- ② 排水口は、トラップを外し中のゴミを取り除いたあと洗浄すること。

（４）鏡拭き

除菌洗浄剤のしみ込ませた雑巾等を用いて汚れを取り、その後乾拭きすること。

（５）浴室の清掃

- ① 定められた時間までに除菌洗浄剤を用いて浴槽、洗い場、壁面（タイル部分）を洗うこと。また窓枠、脱衣場、脱衣簍、鏡面、洗い桶、蛇口、シャワー等も清潔にしておくこと。

- ② 排水口は、毎回トラップを外し中のゴミを取り除くこと。

- ③ 病棟は、師長の指示する時間帯に清掃すること。

（６）壁面等の清掃

壁面、扉、ドアノブ、窓枠、窓台、手摺りは、除菌洗浄剤のしみ込ませた雑巾等で拭きあげ常に清潔な状態を保つこと。また、消火栓ボックス、消火器・消火器ボックスも埃がたまるので固くしぼった雑巾で水拭きすること。

（７）備品什器の清掃

机、イス、湯沸器、ガス台、電子レンジ、ストーブ、換気扇、冷蔵庫、ロッカー、陳列ケース、絵画、冷暖房機等は、職場責任者の指示に基づき清潔な雑巾及び洗剤により清拭すること。

（８）机、イスの清掃

- ① 有料個室の応接セット、廊下、待合いホールに設置の机、イスは清潔な雑巾で清拭し、除菌清掃を行うこと。汚れの著しい場合には、洗剤等で拭き上げ常に清潔な状態を保つこと。

- ② 院長室、副院長、企業長室、応接室の応接セットも、上記と同様とする。

（９）エレベーター戸溝の除塵、戸、壁面

真空掃除機を用いて除塵し、戸、壁面、スイッチ周りについては、除菌洗浄剤の

しみ込ませた雑巾にて清拭すること。エレベーター内に落書きを発見した場合には、企業団へ報告のうえ直ちに消すこと。

(10) 標示板の清掃

各案内板及び各室の標示板は水拭きすること。ただし、電光標示板は、水拭きしないで埃と汚れを除去すること。

(11) 内側ガラスの清掃

雑巾等は、水をよく絞ったもので清掃し、その後乾拭きして常に清潔な状態を保つこと。

(12) ブラインドの清掃

専用刷毛又は希釈した中性洗剤を用いて汚れを除去し水拭きをすること。このとき、ほこりをたてないように注意すること。汚れが酷い場合はブラインドを取り外し、企業団の指定する場所において洗浄及び乾燥を行い、その日のうちに取り付けを完了すること。洗浄する場合は、可能な限り巻き上げ機部分を濡らさないように注意し、巻き上げ機部分については、水分を用いず清掃すること。ブラインドの取り外し、取り付け及び運搬等に際しては、できるだけ埃を落とさず、安全に十分配慮し慎重に行うこと。

また、作業の際に企業団へ実施状況を報告すること。ブラインド等に故障等を発見した場合は企業団へ報告すること。清掃後、ブラインドに作動不良等の故障が生じた場合は、請負者が責任を持って修理を行うこと。

(13) 蜘蛛の巣清掃

建物内部の壁、天井等の日常手の届かない箇所及び建物外部の蜘蛛の巣は、壁、天井等を損傷しない用具で取り除くこと。

(14) ゴミ箱の清掃・ビニール袋の交換・ゴミの運搬

- ① 室内、廊下、玄関ホール等に備え付けてあるゴミ箱が汚れている場合は雑巾拭きし、汚れの著しい場合は、洗剤等にて拭きあげること。
- ② ゴミ類は種類毎に収集して指定の場所まで運搬、集積すること。種類毎とは、一般ゴミの燃えるもの（緑袋）、一般ゴミの燃えないもの（白袋：缶、瓶、プラスチック類）、感染性廃棄物（黒色容器）、非感染性廃棄物（透明の指定廃棄物専用袋）、段ボール、新聞、書籍、電池類等をいう。なお、収集の際には、中味を確認して（感染性廃棄物は除く。）確実に種類毎に分別すること。
- ③ ゴミ箱のビニール袋を新しいものと交換すること。

(15) MRI検査室での磁性体吸着事故の防止

MRI機器を設置している室の清掃については、室管理責任者の確認を受け、鉄などの磁性体を含まない清掃用具を使用すること。特に交代・臨時清掃など、普段その箇所の清掃を行わない者が入る場合は、必ず引継を行うこと。

2 ゴミの収集・分別・配布等

(1) ゴミ収集（感染性廃棄物及び非感染性廃棄物以外の廃棄物については、大淀町のごみ分別方法）

- ① 病院等の各階各室及び屋外から出るゴミを燃えるもの（緑袋）、燃えないもの（白袋：缶、瓶、プラスチック類）、感染性廃棄物（黒色容器）、非感染性廃棄物（透明の指定廃棄物専用袋）、段ボール、新聞、書籍等紙類に分類して収集し、

指定の収集場所へ運ぶこと。

- ② ゴミ収集時、ゴミ袋に排出場所の記載があるか確認し、無ければ記入すること。
- ③ 各階のゴミ収集場所よりゴミ集積場へ運搬すること。
- ④ 収集したゴミは、滞留させることなく集積場へ運搬すること。運搬したゴミのうち感染性廃棄物は、梱包し排出するまで、感染性廃棄物保管場所にて施錠して保管すること。
- ⑤ 感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物は、必ず別のゴミ収集用院内運搬車を使用すること。（混載は禁止する。）
また、ゴミ収集用院内運搬車は、フタをしてゴミが見えないようにすること。
- ⑥ ゴミの運搬経路は、甲と協議し承認を得た経路とすること。運搬経路は、原則として、業務用エレベーター、またはあらかじめ定めたエレベーターを使用すること。
また、エレベーターの使用では、扉・自動扉・その他の扉に接触しないように注意すること。
- ⑦ 業務の終了時には、全てゴミ集積場に運搬し、ゴミを残さないこと。
- ⑧ ゴミ収集用院内運搬車は、週1回以上水洗いし、清潔にすること。

(2) 一般ゴミ（燃えるもの）の分別作業等

- ① 分別方法は、大淀町のごみ分別方法によること。
- ② 収集後、ゴミ袋の分別不十分なものは、袋に記載の排出元を企業団へ連絡すること。

(3) 感染性廃棄物の搬出等

- ① 各病棟等より排出された感染性廃棄物の容器及び非感染性廃棄物の袋の状況を確認すること。内容物が飛散、流出しないように密封されているか確認すること。
- ② 感染性廃棄物保管場所は、作業中断時及び終了時には施錠すること。

(4) 資源回収

- ① 回収した空ペットボトル、アルミ缶・スチール缶、段ボール、新聞紙、雑誌類は、資源として搬出するので、種類毎に分けること。空ペットボトル、アルミ缶・スチール缶等については簡易洗浄を行うこと。
- ② 企業団より指示ある時は、シュレッダー後のゴミ及びペーパー類等を、指定場所に集積すること。
- ③ 木製事務用品等の粗大ゴミを分解し、搬出を容易にすること。

(5) 電池類等の有害ゴミの分別

回収した電池やバッテリー、蛍光灯等の有害ゴミは年に1回以上、企業団と契約した専門業者が回収するため、通常の電池類とリチウムに分けて分別・保管すること。その際、リチウムによる発火を防止するため、慎重に扱うこと。

(6) その他

ゴミ集積場は、ゴミを分別して集積し、常に清潔を保持し不快感を与えないようにすること。

3 屋外の清掃

(1) ベランダ、玄関、手摺り等の清掃

ベランダ及び玄関は、箒で落ち葉等のゴミを取り除くこと。また、鳥獣の糞等があれば取り除き、著しく汚れている場合には、水で洗い流すこと。手摺りは、固く

絞った清潔な雑巾で拭くこと。

(2) 屋上の清掃

屋上に堆積している落ち葉、土砂等を分別して集め1階まで降ろし、企業団の指示により処理すること。

(3) ゴミ収集

周辺道路（歩道）等を清掃し、缶、瓶、ペットボトル、落ち葉等のゴミを分別収集して、指定の集積場まで搬出運搬すること。

(4) 除草作業

企業団の指示により、草引き、もしくは草刈り及び低木の刈り込みを行うこと。処理した草等は、十分に土を払い落とし乾燥させて収集し、その処分は企業団の指示を受けること。

(5) 植栽維持

芝生は草引き後、適時刈り込みを行い、処理した草等は、上記と同様の扱いとする。植木についても、適宜剪定・クモの巣とりをし、特に病院玄関やロータリーの美観を維持すること。

また、必要に応じて灌水等の対応をすること。特にプランター部の灌水は注意すること。

(6) 屋外ゴミ箱

適時、ゴミを燃えるもの（紙屑、吸い殻、落ち葉）、燃えないもの（缶、瓶、プラスチック類）に分別して収集し、指定の集積場まで搬出運搬すること。なお、ゴミ箱（コンテナ）は、清掃して元の位置に設置すること。

(7) 駐車場の清掃

駐車場等の缶、瓶、ペットボトル及び落ち葉等のゴミを随時分別収集すること。

(8) 屋外休憩所等の清掃

病院玄関付近に設置されている屋外休憩所及びその付近については、特に利用者が多いため、常時地面のゴミを収集すること。また、柱や壁面の美観を保つこと。

4 トイレ巡回清掃

トイレについては、日常清掃後の汚れを、常時巡回して清掃すること。また、外来トイレについては、苦情の出ることがないように1日最低6回は巡回し巡回カードで確認すること。

5 病棟等室内及び共用部分の埃除去清掃

日常清掃で処理できない部屋上部の清掃は、2～3人で、専門的に清掃すること。

室内清掃箇所は、吸排気口、空調機とその付属パイプ、ロッカー、カーテンレール等の上部の埃を電気掃除機又は集塵モップ等で除去し、その後、乾いた雑巾で乾拭きすること。

なお、病室については、埃が起つので、職場責任者等の指示に従い、細心の注意を払って清掃すること。

また、部屋入口に設置している部屋名標示板、共用部分の廊下、階段及びホール等上部の埃も取り除くこと。

実施頻度は、埃の堆積状況を見極め定期的 to 実施することとし、実施時期については、

職場責任者と調整すること。

6 特別清掃

(1) 建物全般の特別清掃（年2回程度）

※ ワックス塗布、床ワックス剥離清掃は必要時のみ。

① ワックス塗布

長年の床ワックス部分にしみこんだ汚れを落とすため、床ワックスの剥離清掃を行ない、樹脂ワックスを床面に塗布して仕上げる。木床は、木床用ワックス（土足用）を使用すること。なお、ワックス塗布後、使用状況等により汚れが著しくなった場合は、企業団の指示により、その部分を更に1回程度塗布すること。

作業にあたっては、安全面を考慮し、複数名で作業を行なうこと。作業予定区域に作業員以外が立ち入らないように、三角コーン・ロープ等で区画を形成し、その周りに「作業中」等の表示を出すこと。ただし、清掃作業と人の往来を調整するため、作業予定区域の設定は、人の往来の絶えない所は、作業時間帯・迂回路の案内などを配慮し、企業団と事前に協議して行なうこと。作業のため物品を移動させる必要があるときは、作業前の物品の位置を記録してから移動させ、移動中の監視を行い、作業後は元の配置に戻すこと。

② 床ワックス剥離清掃

床ワックス部分にしみこんだ汚れを落とすため、床ワックスの剥離清掃を行なう。作業中は非常に滑りやすくなるので、転倒事故等を起こさないよう十分な注意し、作業員数の確保、資材の準備をして行なうこと。

③ 窓ガラス、照明器具の清掃

窓ガラスの内外、ガラス欄間、ガラスはめ込みドアー及び照明器具（照明器具を内装している標示板を含む）は洗剤類をもって両面を拭き、さらに乾拭き磨きをすること。管球は取り外して清拭すること。

④ 防虫網戸、換気扇の清掃

網戸は、水洗い等で目詰まりを完全に除去し、汚れが著しい箇所は、企業団の指示により、更に1回程度の清掃をすること。

また、換気扇は、掃除機により埃を取り除き、その後取り外して洗剤等で拭き上げ清潔な状態にする。また、汚れが著しい箇所は、企業団の指示により更に1回程度の清掃をすること。

7 一般事項

- a 業務実施にあたっては、病院の業務に支障のないよう十分注意し、作業上の衛生及び火気の取り締まりを厳重に行うこと。
- b 業務の完了後すみやかに清掃日報により企業団に報告を行うこと。
- c 業務に必要な機材、機器については全て請負者の負担とする。
- d 業務にあたり必要となる水・電気は企業団が負担する。
- e その他必要な事項は、企業団と請負者が協議して定める。